

監事意見書

独立行政法人通則法第三十八条第2項の定めに基づく、電子航法研究所の平成17年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

II 監査の結果

1. 財務諸表は法令に従い適正に表示していると認める。
2. 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
3. 重要な会計方針の「8. 重要な会計方針の変更」に記載されている通り、たな卸資産に計上されている貯蔵品のうちの航空機部品、ならびに未成受託研究支出金についての評価方法を、最終仕入原価法から個別法に変更した。この変更は、より正確な評価方法を採用することによって、より正確な資産額を計上するための変更であり、正当な理由に基づく変更と認める。なお、当期においては同一のたな卸資産において価額の異なる資産がなかったことから、前年度と同一の基準を適用した場合に比べての当期財務諸表へ与える影響はない。

平成18年6月20日

独立行政法人 電子航法研究所

監事

岩本

一夫



監事

鈴木

清

